変更した事項
位置
所在地　島根県出雲市（出雲日御碕灯台の東北東方約四・六キロメートル）
北緯　三五―二六―四九
東経　一三二―四〇―四〇
高さ　地上から構造物の頂部まで一三メートル　平均水面上から灯火まで五九メートル
変更年月日　平成二十五年一月二十三日

名称　名古屋ディファレンシャルＧＰＳ局
位置
所在地　愛知県名古屋港（金城ふ頭）
北緯　三五―〇二―〇七
東経　一三六―五〇―四五
変更した事項
記事　本ディファレンシャルＧＰＳ局は、位置誤差補正情報のほか、次の情報を通報している。
イ　位置誤差を測定する基準局の位置、ＧＰＳ衛星の状態等のディファレンシャルＧＰＳの利用に関する情報
ロ　桃頭島灯台、大王埼灯台、四日市船舶通航信号所（四日市防波堤信号所）、波ケ埼灯台、伊良湖岬船舶通航信号所及び御前埼灯台における気象の状況
変更年月日　平成二十五年一月二十三日

名称　関門航路第三十五号灯浮標
位置
所在地　関門港長府区（部埼灯台の北西方約二・五キロメートル）
北緯　三三―五八―五八
東経　一三一―〇〇―一五
変更した事項
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十五年一月二十三日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第四十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月十四日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　釧路港東区南外防波堤西灯台
位置
所在地　北海道釧路港東区（南外防波堤西端）
北緯　四二―五八―四一
東経　一四四―二〇―五八
変更した事項
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十五年一月二十五日

○海上保安庁告示第四十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年二月十四日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
北緯三四度三三分五五秒東経一三七度〇一分四五秒、北緯三四度三五分〇〇秒東経一三七度〇八分四〇秒、北緯三四度三九分三〇秒東経一三七度二六分四五秒、北緯三四度二八分一〇秒東経一三七度二六分四五秒、北緯三四度二四分三〇秒東経一三七度一〇分〇〇秒、北緯三四度二四分三〇秒東経一三七度〇〇分〇〇秒、北緯三四度三〇分〇〇秒東経一三七度〇〇分〇〇秒、北緯三四度三〇分〇〇秒東経一三七度〇一分四五秒の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十五年二月十五日から平成二十五年二月二十八日まで
三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム測深機による地形調査
四　航行船舶に対する安全措置
イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　水路通報第六号（平成二十五年二月十五日発行）
ハ　四管区水路通報第七号（平成二十五年二月七日発行）

国会事項

衆議院

答弁書受領

二月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭提出矯正施設収容者に対する年金制度等の周知徹底に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村眞悟提出仁徳天皇百舌鳥耳原中陵内の宮内庁による「開発工事」の即時中止を求める質問に対する答弁書

衆議院議員石川知裕提出アルジェリアで発生した人質事件に対する駐アルジェリア日本国大使の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石川知裕提出不祥事を働いた警察官への処分等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出緊急経済対策における経済状況の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大熊利昭提出平成二十五年一月三十一日衆議院本会議においてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、日本郵政株式会社執行役社長等人事に関わる安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問に対する答弁書

参議院

質問主意書提出

二月十二日議員から次の質問主意書が提出された。

働く者の権利を守る労働組合となるための見直しに関する質問主意書（荒井広幸提出）（第二四号）

領空侵犯とその対処に関する質問主意書（大野元裕提出）（第二五号）

答弁書受領

二月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員平山幸司提出環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定への交渉参加検討に関する質問に対する答弁書（第一四号）

辞令

参議院参事に任ずる
　居上　顕一
議長秘書を命ずる
秘書課勤務を命ずる
（議長秘書）参議院参事　宮坂　幸伸
願により平成二十五年二月十三日限り参事を免ずる（以上二月十三日）

人事異動

内閣

（内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）内閣府事務官　齋藤　哲夫
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房消費税価格転嫁等対策準備室長を命ずる（内閣府北方対策本部審議官）
同　河合　正保
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房領土・主権対策企画調整室審議官を命ずる
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　安田　充
内閣官房領土・主権対策企画調整室長を兼ねて命ずる
（公正取引委員会事務総局官房付）内閣府事務官　大元　慎二
（財務省大臣官房企画官兼主税局税制第三課）財務事務官　中村　広樹
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房消費税価格転嫁等対策準備室参事官を命ずる（各通）
（内閣府国際平和協力本部事務局参事官）内閣府事務官　荒木潤一郎
（内閣府北方対策本部参事官）
同　吉住　啓作
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房領土・主権対策企画調整室参事官を命ずる（各通）（以上二月五日）
（外務省大臣官房）外務事務官　川上　文博
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房行政改革推進本部事務局参事官を免ずる（二月六日）
○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　石原　伸晃
経済産業大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　石原　伸晃
内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる（以上二月八日）